

平成29年9月4日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

標記については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号）により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正し、本年10月1日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

別紙関係

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」の一部改正について

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別 紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則 (略)</p> <p>第2 初検料及び初検時相談支援料 (略)</p> <p>第3 往療料 (略)</p> <p>第4 再検料 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 (略)</p> <p>第6 施術録について (略)</p> <p><u>第7</u> 領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料について</p> <p>地方厚生(支)局長及び都道府県知事との協定及び契約又は関係通知等により、保険者等又は柔整審査会から、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうか確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合に領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求められた場合は、速やかに応じること。</p> <p><u>第8</u> 一部負担金</p> <p>1～2 (略)</p> | <p>別 紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則 (略)</p> <p>第2 初検料及び初検時相談支援料 (略)</p> <p>第3 往療料 (略)</p> <p>第4 再検料 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 (略)</p> <p>第6 施術録について (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第7</u> 一部負担金</p> <p>1～2 (略)</p> |

別添

施術録の記載・整備事項

- 1 施術録の記載項目 (略)
- 2 施術録の整備・保管等
 - (1) 施術録は、療養費請求の根拠となるものなので、患者に施術を行った場合には、遅滞なく必要事項を正確に記入し、保険以外の施術録とは区別して整理し、施術完結の日から5年間保存すること。
 - (2) (略)

別添

施術録の記載・整備事項

- 1 施術録の記載項目 (略)
- 2 施術録の整備・保管等
 - (1) 施術録は、療養費請求の根拠となるものなので、正確に記入し、保険以外の施術録とは区別して整理し、施術完結の日から5年間保存すること。
 - (2) (略)